

横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付要綱

制 定 平成29年5月22日健高在第416号（健康福祉局長決裁）
最近改正 令和3年11月30日健地包第292号（健康福祉局長決裁）

（趣旨）

- 第1条** この要綱は、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年12月健高在第893号。以下「実施要綱」という。）第4条第1号ア（ウ）、イ（イ）及びウに規定する補助の方法による事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で交付する横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金（以下「補助金」という。）について、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

- 第2条** この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び補助金規則の例による。
- 2 この要綱において「要支援者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に該当した者）で、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントで補助事業が必要と介護予防サービス・支援計画書に位置付けられた者
- (2) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下、「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に、前号に該当する者として補助事業のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も、法第8条24項に規定する居宅介護支援で継続的に補助事業のサービスを受ける必要があると居宅サービス計画書に位置付けられた者又は法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントで補助事業が必要と介護予防サービス・支援計画書に位置付けられた者

（補助対象団体）

- 第3条** 補助金の交付対象団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号全てに該当する法人又は任意団体とする。
- (1) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）でないこと
法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者がいないこと
法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者でないこと
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 公序良俗に反しない団体であること

(6) 法人格を持たない任意団体の場合は、規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確であること

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 横浜市通所型支援（以下「通所型支援」という。）
住民主体の有償・無償のボランティア等（以下「ボランティア等」という。）が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援とする。
- (2) 横浜市訪問型支援（以下「訪問型支援」という。）
ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援とする。なお、生活援助等の支援は、旧介護予防訪問介護のサービス内容の範囲内で実施するものとする。
- (3) 横浜市配食支援（以下「配食支援」という。）
ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りとともに栄養改善を目的とした配食を提供する支援とする。
- (4) 横浜市見守り支援（以下「見守り支援」という。）
ボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援とする。

(補助金の区分及び補助対象経費)

第5条 本要綱における補助金の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動費補助
- (2) 家賃等補助
- 2 前項に掲げる補助の基準額等は、申請者が2会計年度を超えて補助事業を実施している場合は別表1により、それ以外の場合は別表2により定める。なお、申請者が第4条各号に定める補助事業のうち複数の事業を実施する場合は、補助事業ごとに実施期間を算定し、適用する別表を定めることとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、別表2により補助の基準額等を定めることができる。
- 4 第1項に掲げる補助の対象経費は、別表3に定める。
- 5 補助金は、第7条第2項に基づき通知された「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付決定通知書」（第8号様式）に定める補助対象期間に使用できるものとし、次年度以降に繰り越すことはできない。
- 6 補助金は、国、県及び市町村の補助金並びによこはまふれあい助成金等との事業内容、収支及び使途を明確に区分できない場合には交付しない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書には次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 団体概要書（第2号様式）
 - (2) 事業計画書（第3号様式）
 - (3) スタッフ及びボランティア名簿
 - (4) 収支予算書（第4号様式）
 - (5) 資金計画表（第5号様式）
 - (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書等
 - (7) 法人市民税の納税証明書の原本等
 - (8) チラシ等、活動の概要がわかる書類（通所型支援の場合は、介護予防に資するプログラムや

1日の流れが分かる書類)

(9) 団体の役員等氏名一覧表 (第6号様式)

(10) 利用実績確認表 (申請書を提出する日の属する事業年度の実績のうち、申請書を提出する日の前月末までのもの) (第7号様式)

(11) 提供する支援の内容、注意事項等の利用者への説明書類

(12) 規約、定款その他これらに類する書類

(13) 法人の登記簿謄本

(14) 平面図

(15) 賃貸借契約書の写し又は転貸借契約書の写し

(16) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、申請団体が任意団体の場合は、前項第7号に掲げる書類の添付を省略できる。

4 第2項の規定にかかわらず、申請書を提出する日の属する事業年度の実績がない場合は、同項第6号、第7号及び第10号に掲げる書類の添付を省略できる。

5 第2項の規定にかかわらず、同項第9号及び第11号から第13号に掲げる書類のうち、前事業年度の申請書に添付した書類と記載内容に変更がない書類は添付を省略できる。

6 第2項の規定にかかわらず、通所型支援を実施しない場合は、同項第14号に掲げる書類の添付を省略できる。

7 第2項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる家賃等補助を申請しない場合は、第2項第15号に掲げる書類の添付を省略できる。

(補助対象事業の選考及び交付の決定)

第7条 市長は、前条に基づく申請を受理した場合は、申請の内容を審査するとともに、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助対象事業選考要領(平成29年5月22日健高在第416号)に定める選考手続きにより、補助対象事業を選考するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき選考された補助対象事業への補助金の交付額を決定し、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付決定通知書」(第8号様式)により申請者に通知する。また、補助金の交付をしないことと決定したときは「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金不交付決定通知書」(第9号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げの期日)

第8条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が前条第2項の規定に基づき「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付決定通知書」(第8号様式)の交付を受けてから10日以内の日とする。

(申請内容及び交付額の変更)

第9条 補助対象期間中に補助事業の内容を変更しようとするときは、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業変更届」(第10号様式)に、申請書の添付書類のうち、必要な書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業の内容の変更に伴い交付額の変更申請を行うときは、市長が定める期日までに「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金変更交付申請書(第11号様式)」を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請は、補助事業の内容を変更する前の基準額を超えない範囲で行うことができる。

4 市長は、第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、又は認めない場合はその理由を付し、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金変更交付・不交付決定通知書(第12号様式)」により、申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後、市長が定める期日までに「横浜市介護予防・生活支援サー

ビス補助事業実績報告書」(第 13 号様式)(以下、「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業報告書(第 14 号様式)
 - (2) 収支決算書(第 15 号様式)
 - (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
 - (4) 利用実績確認表(第 7 号様式)
 - (5) 活動の様子がわかる資料
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係る領収書等のうち、同条同項第 2 号に掲げる領収書等を除いたすべての領収書等とする。
- 4 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号及び同第 5 号に規定する書類とする。

(補助金額の確定)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額の確定の通知は、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金確定通知書」(第 16 号様式)により行うものとする。

(交付の時期)

- 第 12 条** 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合とは、補助対象団体等の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければならない、補助事業を実施できない場合とする。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払とする。
 - 3 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、概算払を受けた補助金について精算を行い、余剰金については返還するものとする。
 - 4 補助金の交付の時期及び交付額は、第 7 条第 2 項に規定する「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付決定通知書」(第 8 号様式)において示すところによる。

(交付の請求)

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付請求書」(第 17 号様式)により行うものとする。

(決定の取消)

- 第 14 条** 市長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。
 - (2) この要綱及び実施要綱等に違反したとき。
 - (3) その他事業実施方法が不相当であると市長が認めたとき。
- 2 補助金の交付の決定の取消は、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付決定取消通知書」(第 18 号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 15 条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(廃止等の届出)

第 16 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 2 号に定める廃止又は休止をしようとするときは、その廃止又は休止の日の 30 日前までに、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業廃止（休止）届出書」（第 19 号様式）を市長へ提出しなければならない。

（警察本部への照会）

第 17 条 市長は必要に応じ申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、第 3 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（財産の処分の制限）

第 18 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限にかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）のとおりとする。

（情報公開及び関係書類の保存期間）

第 19 条 この要綱により補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金規則第 26 条に規定する関係書類の保存に係る期間は、完結年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 20 条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 20 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

- 2 前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する市長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市に返還しなければならない。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 24 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 15 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る補助金等から適用する。平成 30 年度の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月7日から施行し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。令和元年度の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月12日から施行し、令和3年度予算に係る補助金等から適用する。令和2年度予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行し、令和3年度予算に係る補助金等から適用する。ただし、この要綱による改正後の第3条の規定は、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。